

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画変更年月 | 令和5年3月 |
| 計画主体 | 会津若松市 |

(第4期) 会津若松市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 会津若松市農政部農林課
所在地 会津若松市河東町郡山字休ミ石14番地
電話番号 0242-23-9974 (農林課)
FAX番号 0242-36-7143
メールアドレス norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp (農林課)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、 その他獣類（カモシカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ） 鳥類（カラス、カワウ、スズメ） |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 会津若松市全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 品目 | 被害の現状 | |
|---------|---------|----------|--------|
| | | 金額（千円） | 面積（a） |
| ツキノワグマ | 全体 | 15.89 | 0.40 |
| | 果樹 | 10.19 | 0.17 |
| | プラム | 0.44 | 0.02 |
| | リンゴ | 3.31 | 0.08 |
| | プルーン | 6.44 | 0.07 |
| | 野菜 | 5.70 | 0.23 |
| | スイカ | 2.98 | 0.12 |
| | スイートコーン | 0.40 | 0.05 |
| | トマト | 1.94 | 0.01 |
| | タケノコ | 0.38 | 0.05 |
| イノシシ | 全体 | 2,168.58 | 183.10 |
| | 稲 | 2,155.65 | 182.20 |
| | 水稻 | 2,155.65 | 182.20 |
| | 野菜 | 1.77 | 0.09 |
| | サトイモ | 0.37 | 0.04 |
| | ヤマイモ | 1.40 | 0.05 |
| | いも類 | 11.16 | 0.81 |
| ばれいしょ | 11.16 | 0.81 | |
| ニホンジカ | 全体 | 1,052.97 | 25.48 |
| | 果樹 | 1,052.97 | 25.48 |
| | リンゴ(新芽) | 1,052.97 | 25.48 |
| タヌキ | 全体 | 10.73 | 0.18 |
| | 果樹 | 9.33 | 0.05 |
| | おうとう | 9.33 | 0.05 |
| | 野菜 | 1.40 | 0.13 |
| | スイートコーン | 0.80 | 0.10 |
| だいこん | 0.60 | 0.03 | |
| ハクビシン | 全体 | 18.01 | 0.17 |
| | 果樹 | 12.49 | 0.13 |
| | もも | 2.24 | 0.03 |
| | おうとう | 9.33 | 0.05 |
| | かき | 0.92 | 0.05 |
| | 野菜 | 5.52 | 0.04 |
| | きゅうり | 1.56 | 0.01 |
| | トマト | 3.88 | 0.02 |
| スイートコーン | 0.08 | 0.01 | |
| 合計 | | 3,266.18 | 209.33 |

※第3期計画から、福島県農業共済組合が集計する被害データとの合算値

(2) 被害の傾向

・大型獣

○ツキノワグマ

近年のツキノワグマによる被害は人身被害や農作物被害に加え、農業用倉庫等の物損被害やニワトリ等の家畜被害、車両との交通事故など多様化している現状にある。

農作物被害金額ベースでは、令和元年度で 256 千円であったものが、令和3年度では 16 千円と減少しており、被害件数も同様に 27 件から 19 件に減少している。

人身被害については、第1期計画から第3期計画の期間内に合計7件発生しており、令和4年度には「ツキノワグマによると推定される人身死亡事故」が発生している。

○イノシシ

イノシシによる被害は、主に掘り起こしによる農地被害、稲やいも類の倒伏・食害による農作物被害が発生している現状にある。

農作物被害金額ベースでは、令和元年度で 7,151 千円であったものが、令和3年度では 2,169 千円と減少しており、被害件数も同様に 28 件から 9 件に減少している。

人身被害については、第3期計画の期間中に1件発生している。

○ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、主にまめ類や果樹類の新芽の食害による農作物被害であり、近年、その被害が比較的多く確認されるようになった現状にある。

農作物被害金額ベースでは、令和元年度で 1,163 千円であったものが、令和3年度では 1,053 千円とほぼ横ばいに推移している。

○その他

その他の大型獣としてカモシカが挙げられ、過去には、いも類の掘り起こしによる農作物被害が確認されている状況にある。

・中型獣

○ニホンザル

令和4年度において、ニホンザル（はぐれザル）の出没が頻発した時期があり、その際に出没地区における家庭菜園の被害が複数件確認されている。

○ハクビシン

ハクビシンによる被害は、家庭菜園等の農作物被害や騒音や糞尿害、棲み付き等による生活環境被害が主である。

農作物被害金額ベースでは、令和元年度で 20 千円であったものが、令和3年度では 18 千円となっており、ほぼ横ばいに推移してきている状況にある。

近年の空き家の増加等の影響もあり、生活環境被害の相談が若干ずつ増えてきている状況にある。

○その他

その他の中型獣として、タヌキやキツネ、アライグマが挙げられ、タヌキについては令和3年度において果樹及び野菜の被害が確認されている。

また、キツネやアライグマについては現状、農作物被害の報告はないものの農地周辺への出没が確認されており被害発生の可能性は高い状況にある。

・鳥類

○カラス

カラスによる被害は主に、果樹類の食害による農作物被害や、廃棄農作物等を漁るなどの被害が挙げられ、過去において市内北会津町や門田町においてその被害が顕著であったが、近年では被害報告がない状況である。

○カワウ

カワウによる被害は主に水産物被害が想定されるが、現状において被害の報告はない状況である。しかし、「カワウ対策会津地域協議会」によると、令和3年度の本市内における水産物被害額が 10,334 千円と推定されていることから、今後も継続してその動向を注視する必要がある。

○その他

その他の鳥類として、スズメなどが挙げられ、令和元年度にはスズメによる水稻の食害が確認されている。

(3) 被害の軽減目標（令和3年度実績より）

農作物被害の軽減目標については、過年度の被害軽減実績から現状値の50%を目標とする。
加えて、野生鳥獣による人身被害発生0件を目指す。

・大型獣

ツキノワグマ

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|-------------|-------------|
| 被害金額 | 16 千円 | 8 千円 |
| 被害面積 | 0 a（0.40 a） | 0 a（0.20 a） |

イノシシ

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | 2,169 千円 | 1,084 千円 |
| 被害面積 | 183 a | 92 a |

ニホンジカ

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | 1,053 千円 | 527 千円 |
| 被害面積 | 25 a | 13 a |

・中型獣

タヌキ

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|-------------|-------------|
| 被害金額 | 11 千円 | 6 千円 |
| 被害面積 | 0 a（0.18 a） | 0 a（0.09 a） |

ハクビシン

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|-------------|-------------|
| 被害金額 | 18 千円 | 9 千円 |
| 被害面積 | 0 a（0.17 a） | 0 a（0.09 a） |

※小数点第1位四捨五入表示

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課 題 |
|------------------|--|---|
| <p>捕獲等に関する取組</p> | <p>・大型獣 被害状況に応じて各種わなの設置による「有害捕獲」を実施してきた。 併せて、人身被害や市街地等出没などの緊急的な対応が必要な場合においては、警察署等の関係機関との連携のもと、二次被害を防止するとともに、市民の安全確保に努め、必要な場合においては銃器による直接的な有害捕獲を実施してきた。</p> <p>・中型獣 中型獣による被害が発生している場合においては、小型箱わなの貸し出しによる「有害捕獲」を実施してきた。</p> <p>・鳥類 鳥類による被害対策として、平成28年度までは、銃器による直接捕獲を実施していた経過にあるが、その危険性や鉛汚染防止の観点から近年では実施されていない。</p> | <p>・担い手の確保 近年の人口減少や高齢化などの社会問題を背景に、「有害捕獲」活動の担い手が不足しており、現役の捕獲従事者の捕獲技術向上に加え、新規の若手の捕獲従事者の確保が必要な状況にある。</p> <p>・ニホンザル対策 令和4年度において、ニホンザルの出没が頻発した時期があったことを受けて、これまで捕獲の実績がなかったニホンザルの捕獲方法について研究を進める必要がある。</p> <p>・捕獲活動時の安全確保 近年、イノシシやニホンジカの捕獲を目的に設置している「くくりわな」にツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される事案が増加傾向にあることから、安全な捕殺・放獣作業環境の整備が必要な状況にある。</p> <p>・マニュアルの整備 野生鳥獣の市街地出没や人身被害発生時の対応（市民周知、安全確保、緊急捕獲等）は、これまで職員や実施隊員の実績の蓄積から、その対応を実施してきた経過にあり、統一的なマニュアルが整備されていなかったことから、その整備が必要な状況にある。 併せて、マニュアルに基づいた定期的な訓練（図上、実地）を実施することで、緊急対応（特に緊急捕獲時の対応）の精度を高める必要がある。</p> |

| | | |
|----------------------|--|--|
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型獣 市単独事業である「鳥獣被害防止総合支援事業」において、野生鳥獣が出没しにくい環境をつくるため、放任果樹の撤去や収穫残渣の適正処分、藪の刈り払い等の「生息環境管理」による対策を推進し、併せて、野生鳥獣が侵入できない環境づくりとして、侵入防止柵の設置による「被害防除」を実施することで、対策効果の向上を図ってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の意識醸成 市事業における取組等において、捕獲以外の対策の重要性について周知し、その推進を図ってきたところであるが、その意識の醸成については、更なる周知が必要な状況にある。 |
| <p>生息環境管理その他の取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中型獣 捕獲以外の対策として、忌避剤や侵入防止柵等による対策について助言・指導してきた。 ・ 鳥類 捕獲以外の対策として、防鳥ネットや忌避剤等による対策の実施について助言・指導するとともに、花火による追い払いをメインに実施してきた。（花火は無償配布） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策に係る各種負担 鳥獣被害防止総合支援事業（市単独）の活用により広域対策を実施している地区において、担い手の確保や対策の主導者の育成に課題を抱えていることが浮き彫りとなったことから、課題解決に向けた取組について研究の必要がある。 ・ 侵入防止柵による対策が不適な場合の選択肢 土地の形状や周辺環境等により、侵入防止柵による対策が実施できない場合があり、その他の選択肢が示せない状況がある。 |

(5) 今後の取組方針

・共通事項（市事業）

○鳥獣被害対策事業

鳥獣被害対策事業では、従来の鳥獣被害対策実施隊による「有害捕獲」に加え、鳥獣被害対策実施隊員の確保、鳥獣被害防止対策協議会による各種支援策を継続していくとともに、定期的な研修会（わな取扱い研修会や実射研修会・大会）の実施体制を整備し、開催することで更なる捕獲圧強化を図り農作物被害の軽減を図る。

併せて、GIS online を活用し、蓄積した過年度の野生鳥獣の出没状況データを分析し、行動パターンを把握することで市街地出没や人身被害を未然に防ぐような体制を整備する。

○会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業

捕獲従事者の育成・確保の観点から、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会が整備する「ライフル・スラッグ弾射撃場」を活用し、現役捕獲従事者の捕獲技術の向上や新規の捕獲従事者の確保、捕獲圧の強化が図られるよう、定期的な実射研修会や支部・市町村対抗の大会などの実施体制を整備する。

○鳥獣被害防止総合支援事業

鳥獣被害防止総合支援事業では、従来の「鳥獣被害対策侵入防止柵購入補助金制度」による支援や、専門家の集落環境診断に基づく行政区を単位とする地区による広域的な対策への支援を通して、「生息環境管理」や「被害防除」の推進を継続し、現状の対策の更なる強化を図り、農作物被害の軽減を目指す。

・大型獣

○ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害対策として最優先事項は、人身被害発生0件に向けた市民への注意喚起手法を検討し実施することであり、その方法として従来の市政だよりやホームページを活用する方法に加え、保存版となるようなリーフレット等を作成し全市民に配布するなど、従来の手法を改良・継続しながら、新たな手法にも取り組んでいく。

また、人身被害や市街地等出没の際の関係機関における統一的な対応方針を定めるため、「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」を整備し、それに基づく定期訓練の実施体制の整備を含めた関係機関との連携を強化する。

加えて、GIS online や通信機能付センサーカメラによるデータを活用し、緩衝帯整備等の「生息環境管理」や侵入防止柵の設置による「被害防除」の対策強化に努め、農作物被害の軽減を図る。

○イノシシ

令和3年度において出没が激減したイノシシではあるが、令和4年度において徐々にその出没が増加し始めており、今後も増加傾向が続くことが想定されるため、「生息環境管理」、「被害防除」、「有害捕獲」の3点の対策に重点を置きながら、「イノシシ捕獲報償金制度」を継続し、狩猟期間における捕獲を推進することで捕獲圧の強化を図り各種被害の軽減を図る。

○ニホンジカ

近年、ニホンジカによる被害や個体の錯誤捕獲が増加していることから、その個体密度が高まりつつあることが想定されるため、センサーカメラによる生態調査や、従来の追い払いや被害防除による対策を継続して実施・推進するとともに、南会津地方におけるニホンジカ対策を参考にその手法について研究を進め、効果的な対策の実施に結び付けることで各種被害の軽減を図る。

○その他

カモシカによる農作物被害が発生しており、その対策はニホンジカの被害対策との共通項が多いことから、同様の対策を実施する。

なお、ニホンカモシカは国の特別天然記念物に指定されていることから、その錯誤捕獲の発生を防ぐよう、被害が確認された場合はセンサーカメラによる加害獣特定を実施する。

万が一、錯誤捕獲が確認された場合は関係機関との連携のもと放獣する。

・中型獣

○ニホンザル

令和4年度において、はぐれザルの目撃が相次いだ時期があったことを受けて、今後においては、近隣市町村でニホンザルの群れが確認されている自治体における対策を参考に、本市におけるニホンザル対策の基盤整備に向けた情報収集を進めていく。

○ハクビシン

ハクビシンによる被害対策として、小型箱わなの貸出による「有害捕獲」支援を継続するとともに、捕獲以外の対策について研究を進め被害の軽減を図る。

特に、近年では中心市街地などにおける家庭菜園の被害や空き家等への棲みつき、騒音・糞尿害が比較的多く確認されるようになってきていることから、害獣駆除を担う民間事業者に関する情報収集や他市町村の取組について調査する。

○その他

第3期計画期間内において、中型動物による農作物被害はハクビシンによるものに加え、タヌキによるものも確認されており加害獣種が増えていることから、各獣種に対応した適切な対策を研究・推進し、被害の軽減を図る。

・鳥類

○カラス

カラスによる被害の報告は、ここ数年、寄せられていないところであるが、潜在的な被害はあると想定される。(特に果樹地帯における被害)

従って、被害情報の収集体制を整備するため、果樹園がある地区の町内会との連携を深め、情報収集に努めるほか、鳥類の銃器(散弾)による捕獲は鉛汚染の原因となると言われていることから、捕獲によらない対策について研究を進める。

○その他

鳥類による被害としてはカラスによるもののほか、スズメによる水稻の食害やカワウによる川魚の食害が確認されており、これまで対策が講じられていなかった種類の鳥類について研究を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成 26 年度から、会津若松市鳥獣被害対策実施隊を組織しており、市民からの依頼に基づき、市の要請により捕獲活動を実施する。

実施隊の捕獲活動体制は以下のとおり。

対象鳥獣捕獲員：各種わなの設置や捕獲確認後の捕殺作業、捕獲鳥獣の解体処理作業、鳥獣の市街地等出没に係る緊急対応時の銃器による直接捕獲

一般隊員：被害状況の調査、各種わなの設置（ドラム缶式箱わな以外）、わな設置後の定期巡回

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|---------------------------------------|---|
| 令和 5 年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①捕獲効率向上のための過年度出没データ活用方法についての研究 ②ICT等先端技術の新規導入等による捕獲効率の向上に向けた研究 ③新ライフル・スラッグ弾射撃場の活用による実射研修会の開催による捕獲技術の向上 |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①従来の捕獲体制の継続 ②中型獣の獣種ごとの捕獲方法についての研究 ③ニホンザル対策について、先進事例の研究 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①銃器によらない捕獲（わなによる捕獲）確率の向上に向けた研究 ②銃器による捕獲が必要な場合の体制整備に向けた研究 |
| 令和 6 年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①捕獲効率向上のための過年度出没データ活用方法について検討 ②ICT等先端技術の新規導入等による捕獲効率の向上に向けた取組の検討 ③新ライフル・スラッグ弾射撃場の活用による実射研修会及び射撃大会等の開催による射撃技術の向上 |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①従来の捕獲体制の継続 ②中型獣の獣種ごとの捕獲方法の検討 ③ニホンザル対策について、先進事例を参考とした取組の検討 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①銃器によらない捕獲（わなによる捕獲）確率の向上に向けた捕獲手法の検討 ②銃器による捕獲が必要な場合の体制整備の検討 |
| 令和 7 年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①捕獲効率向上のための過年度出没データ活用方法について協議 ②ICT等先端技術の新規導入等による捕獲効率の向上に向けた取組についての協議 ③新ライフル・スラッグ弾射撃場の活用による実射研修会及び射撃大会等の開催による射撃技術の向上 |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①従来の捕獲体制の継続 ②中型獣の獣種ごとの捕獲方法の実施に係る協議 ③ニホンザル対策について、先進事例を参考とした取組についての協議 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①銃器によらない捕獲（わなによる捕獲）確率の向上に向けた捕獲手法に関する協議 ②銃器による捕獲が必要な場合の体制整備に向けた協議 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|------------------------------|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画等に基づき捕獲を行う。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--|--|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ 中型獣 ニホンザル | 県が定める「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」で定める基準による。 | | |
| 中型獣 ハクビシン その他 鳥類 カラス その他 | 県が定める「鳥獣保護管理事業計画」で定める基準による。 | | |

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| 市民からの依頼に基づき、獣種ごとに目撃情報や被害報告が集中する時期等において、被害の状況や周辺環境等から判断し、合理的且つ効果的な捕獲を実施する。 |

| |
|---|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 鳥獣の出没状況や捕獲状況から、わなによる捕獲や近距離射撃による捕獲が困難であり、且つ周辺の安全が確保され、捕獲に最も有効な手段であると判断される場合において、その使用による捕獲を実施することとする。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|-------|
| 会津若松市 | ニホンジカ |

4. 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対 象 鳥 獣 | 整 備 内 容 | | |
|---------|--|----------------|----------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 主に大型獣 | 追加延長 10,000m | 追加延長 7,500m | 追加延長 5,700m |
| | 鳥獣被害防止総合支援事業（市単独）により対策を支援 （補助制度、集落環境診断の実施等） | | |

※過年度実績（過去3か年）からの想定値（100m未満切り上げ）

対策に取り組む人数、団体数、地区数によって変動の可能性あり。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対 象 鳥 獣 | 取 組 内 容 | | |
|---------|---|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 主に大型獣 | 市民（個人、団体、地区）による侵入防止柵の維持管理 ・電圧チェック、漏電箇所修繕 ・柵周辺等の除草作業 ・誘引物の適正管理、適正処分 | | |
| | 鳥獣被害防止総合支援事業（市単独）により取り組みを支援 （資材導入に係る補助制度による維持管理労力の低減） | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 令和5年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①鳥獣被害防止総合支援事業（市単独事業）における、補助制度（補助金の交付、集落環境診断の実施、柵の設置支援）の見直しに係る情報収集（他市町村事業等） ②獣種別の被害対策の方法について記載したマニュアル（市民配布用）の作成に係る情報収集・検討 ③ICT等先進技術導入による効果について情報収集（センサーカメラや追い払い装置など） |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①ニホンザル被害対策の手法について、先進事例の情報収集 ②中型獣捕獲後の処分方法について、焼却処分や埋設処分以外の方法について情報収集 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①花火の配布による、追い払い対策の継続した推進 ②その他手法（防鳥ネットなど）による被害対策に関する情報収集 |
| 令和6年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①鳥獣被害防止総合支援事業（市単独事業）における、補助制度の見直しについて検討 ②獣種別の被害対策の方法について記載したマニュアルの作成・配布 ③ICT等先進技術導入の検討 |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①ニホンザル被害対策の手法について検討 ②中型獣捕獲後の処分方法について、焼却処分や埋設処分以外の方法による処分に関する費用対効果分析 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①花火の配布による、追い払い対策の継続した推進 ②その他手法（防鳥ネットなど）による被害対策に関する情報発信（市政だよりなど） |
| 令和7年度 | 大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 | ①鳥獣被害防止総合支援事業（市単独事業）における、補助制度の見直しに係る協議 ②センサーカメラによる生息状況調査（必要に応じて） ③ICT等先進技術の試験導入による効果検証 |
| | 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 | ①ニホンザル被害対策の手法について実施体制の整備に向けた協議 ②中型獣捕獲後の処分方法について、焼却処分や埋設処分以外の方法の導入に係る協議 |
| | 鳥類 カラス その他 | ①花火の配布による、追い払い対策の継続した推進 ②その他手法（防鳥ネットなど）による被害対策への支援体制の改善に向けた情報収集 |

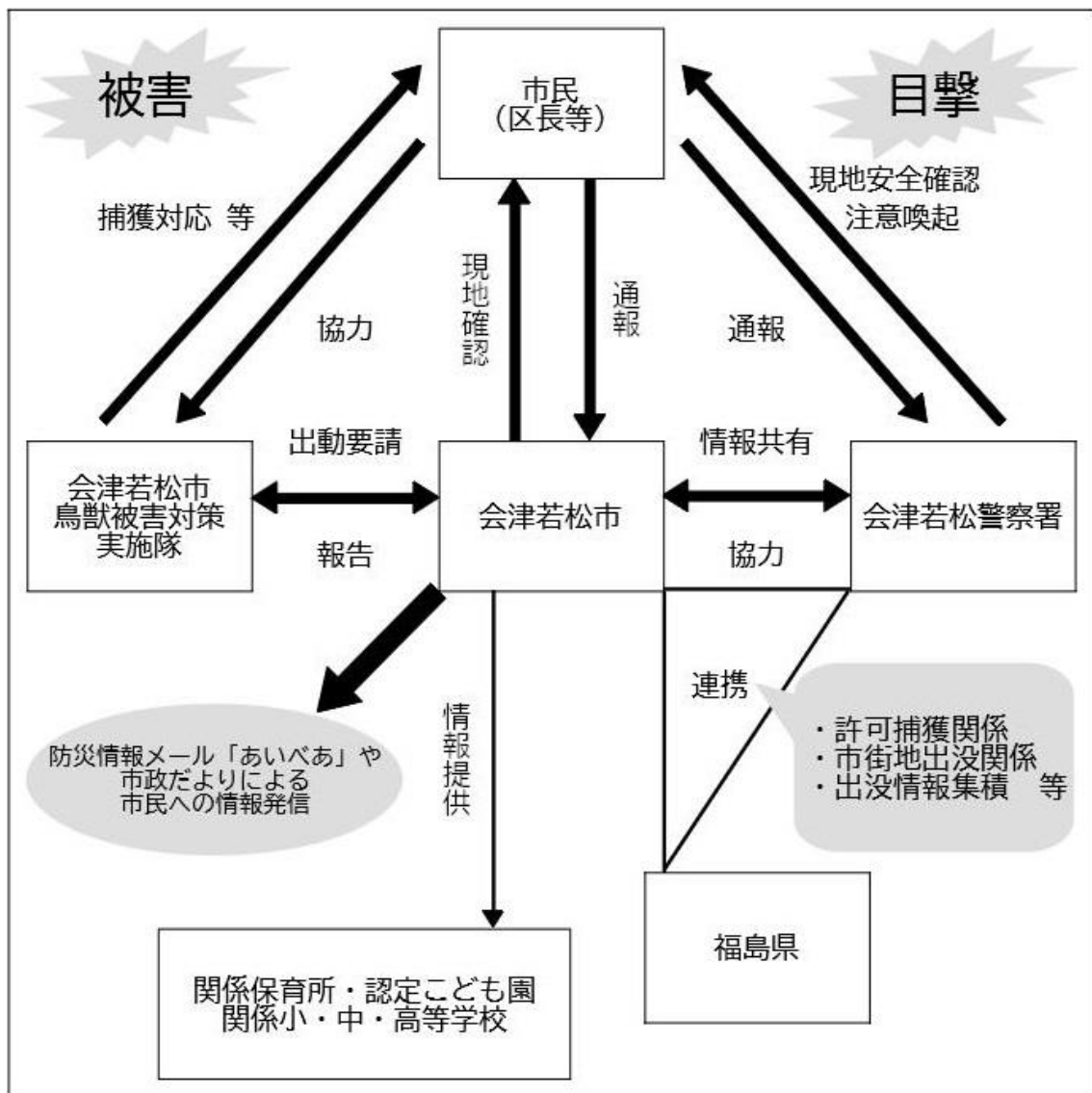
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
 対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------------------------|---|
| 福島県会津若松警察署 | 被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保、捕獲の指示 |
| 福島県会津地方振興局 | 市に対する捕獲許可、助言等 |
| 会津若松市鳥獣被害対策実施隊 (対象鳥獣捕獲員、一般隊員) | 被害現場の確認・調査、有害捕獲の実施、緊急時の初動対応への協力 |
| 会津若松市 | 被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示 |

(2) 緊急時の連絡体制

野生鳥獣を目撃した場合や被害が発生した場合は、下記の体制により情報共有を図り、対応する。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|--|
| <p>・ツキノワグマ 捕獲鳥獣前処理施設における解体処理後の焼却処分を基本とし、状況に応じて必要な場合は埋設処分を実施する。</p> <p>・イノシシ、ニホンジカ 捕獲地区または協力地区における埋設処分を基本とし、状況に応じて必要な場合は捕獲鳥獣前処理施設における解体処理後、移動式小動物焼却炉での焼却処分を実施する。</p> <p>・中型獣（ハクビシン、タヌキ、キツネ等） 小型箱わなで捕獲した中型獣については、捕獲従事者による処分を原則としており、その方法は下記のとおり。</p> <p>① 捕殺後、捕獲従事者自ら焼却施設へ搬入し焼却処分 ② 捕殺後、捕獲従事者が所有する土地において埋設処分</p> |
|--|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|---|
| 食品 | 国からの出荷・摂取制限指示が発出されているため、当面の間は捕獲鳥獣の食肉利用は困難である。 |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |

(2) 処理加工施設の実施

| |
|----|
| なし |
|----|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

| |
|----|
| なし |
|----|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 会津若松市鳥獣被害防止対策協議会 |
|----------------|----------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役 割 |
| 会津よつば農業協同組合 | 農作物の被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導 |
| 福島県農業共済組合会津支所 | 農作物の被害に関する調査・情報提供 |
| 会津若松市区長会 | 被害状況の情報提供・被害対策の協力 |
| 会津若松地方森林組合 | 野生鳥獣と人の共生の立場から森林整備に関する情報提供 |
| 福島県猟友会若松支部 | 捕獲隊員の推薦、猟友会会員の増員 |
| 会津若松市鳥獣被害対策実施隊 | 被害防止対策の実施・指導 有害鳥獣の捕獲 |
| 福島県鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言指導と情報提供 |
| 会津若松市 | 鳥獣被害防止計画の策定及び協議会に関する連絡、調整 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役 割 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 福島県会津農林事務所 農業振興普及部 | 農作物等の鳥獣被害防止対策に関する助言・指導 |
| 福島県会津地方振興局 県民環境部 | 有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言・指導 |
| 会津若松警察署 | 被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保 |
| 会津森林管理署 | 国有林での有害鳥獣関連の情報提供 |
| 福島県会津農林事務所 森林林業部 | 農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 4 月 1 日から、「会津若松市鳥獣被害対策実施隊」を組織している。
設置根拠：会津若松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により規定
構 成：対象鳥獣捕獲員（県猟友会若松支部からの推薦者）と一般隊員
（行政区や農業団体からの推薦者、市担当者）により構成
構成人数：対象鳥獣捕獲員 21 名、一般隊員 38 名、市担当者 2 名（令和 4 年度）
組 織：実施隊を統括する実施隊長を任命
実施隊員のうち、対象鳥獣捕獲員を統括する捕獲隊長を任命（互選）
（捕獲隊長は、その補佐役として副捕獲隊長を指名）
事 務 局：会津若松市農政部農林課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現役捕獲従事者の捕獲技術向上や新規の捕獲従事者の確保に向けて、「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」との連携を強化していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし